

京 都 大 学 防 災 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究部門)</p> <p>第 8 条 防災研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会防災研究部門</p> <p><u>地震災害研究部門</u></p> <p>地震防災研究部門</p> <p>地盤災害研究部門</p> <p>気象・水象災害研究部門</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第 9 条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>巨大災害研究センター</p> <p>地震予知研究センター</p> <p>火山活動研究センター</p> <p>斜面災害研究センター</p> <p>流域災害研究センター</p> <p>水資源環境研究センター</p> <p>2 (略)</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(研究体制)</p> <p>第 9 条の 2 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 地震・火山研究グループは、<u>地震災害研究部門</u>、<u>地震防災研究部門</u>、<u>地震予知研究センター</u>及び火山活動研究センターで構成する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究部門)</p> <p>第 8 条 防災研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会防災研究部門</p> <p>地震防災研究部門</p> <p>地盤災害研究部門</p> <p>気象・水象災害研究部門</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第 9 条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>巨大災害研究センター</p> <p>地震災害研究センター</p> <p>火山活動研究センター</p> <p>斜面災害研究センター</p> <p>流域災害研究センター</p> <p>水資源環境研究センター</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(研究体制)</p> <p>第 9 条の 2 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 地震・火山研究グループは、<u>地震防災研究部門</u>、<u>地震災害研究センター</u>及び火山活動研究センターで構成する。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和 4 年達示第 6 7 号)</p> <p>1 この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する地震災害研究センター長の任期は、第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。</p>